

読谷村景観地区内における建築物の計画の事前協議資料作成要領

景観地区（座喜味城跡周辺、ヤチムンの里周辺）内において、**建物の新築や増改築**などの際には、**景観法及び読谷村景観地区条例の規定に基づき、あらかじめ計画の認定**が必要です。

認定申請に先行し、読谷村景観地区条例施行規則第8条により事前協議を行う必要がありますので、様式に必要な資料を添付し事前協議を行ってください。

提出書類

- ① 事前協議書（読谷村景観地区条例施行規則第6号様式）
- ② 添付資料

資料名	根拠法令等	縮尺
<input type="checkbox"/> 委任状	—	—
<input type="checkbox"/> 景観地区内における建築物の計画の認定申請書	景観法施行規則様式第2	—
<input type="checkbox"/> 建築等計画概要書	景観法施行規則様式第3	—
<input type="checkbox"/> 位置図	景観法施行規則第19条第1項第1号	1/2500以上
<input type="checkbox"/> 現況写真及び撮影方向図	景観法施行規則第19条第1項第2号	—
<input type="checkbox"/> 配置図	景観法施行規則第19条第1項第3号	1/100以上
<input type="checkbox"/> 彩色を施した2面以上の立面図	景観法施行規則第19条第1項第4号	1/50以上
<input type="checkbox"/> 各階平面図	読谷村景観地区条例施行規則別表	1/100程度
<input type="checkbox"/> 2面以上の断面図	景観地区条例施行規則別表	1/100程度
<input type="checkbox"/> 緑化計画図 (敷地面積の10%以上を緑化)	読谷村景観地区条例施行規則別表	1/200程度

※ 規模により、図面が適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺の図面を提出して下さい。
(上記図書のほか、参考となる事項を記載した図面を添付していただく場合があります。)

- 工事完了（中止）時には、建築工事完了（中止）届出書、添付書類（写真^{※1} 図面^{※2}）の提出をお願いします。

※1 全景・壁面後退距離・緑地の位置と範囲がわかる写真、撮影方向図

※2 認定図面の写し（平面図・立面図・緑化計画図）